

社会福祉法人 平野の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平野の里（以下「当法人」という）定款第八条・第二十一条および評議員選任解任委員会運営規則第5条の規程に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

1回	5,000 円
----	---------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1回	5,000 円
----	---------

(3) 評議員選任解任委員会に出席した場合の費用弁償

1回	5,000 円
----	---------

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。